

## 後見制度支援預金規定

### 【後見制度支援預金に係る特約】

後見制度支援預金（以下「預金」という。）は、普通預金規定の定めるところに加え、次条以下の特約を定めるところにより取扱います。

#### 1.（利用対象者）

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の（未）成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

#### 2.（取引方法に係る特約）

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座からの払戻し
  - ② この預金口座からの定期定額送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

#### 3.（届出事項に変更等があった場合の取扱）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- (2) 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- (3) 後見人の選任および資格喪失：後見人
- (4) 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- (5) 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- (6) 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- (7) 預金者が未成年後見人であった場合、成年となった事実：預金者

#### 4.（各種お取引の制限）

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) ATMによる振込み
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) この預金口座からの各種料金等の自動支払い

#### 5.（解約に関する特約）

- (1) 預金者がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、預金者は指示書を提出する必要はありません。
  - ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第2条に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行なった場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
  - ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第2条に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
  - ③ 普通預金規定第13条第2項ないし第4項に定める預金の解約を行うとき
  - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

#### 6.（適用条件）

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と普通預金規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

「後見制度支援預金に係る特約」のほか次の規定により取扱います。

### 「普通預金規定」

#### 1.（取扱店の範囲）

普通預金（以下「この預金」といいます。）は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。ただし、払戻しを取引店に限定するときは書面により当行に届け出てください。この預金を取引店以外の店舗で払戻す場合には1回当たりの金額を制限することがあります。

#### 2.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

#### 3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

#### 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- 証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日時は、通帳の入金該当行のお払戻し金額欄に表示します。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

#### 5. (預金の払戻し)

- この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。当行および提携金融機関の自動預金入金支払機（以下「ATM」といいます。）によるキャッシュカードでの払戻しは、あわぎんキャッシュカード規定によります。当行のATMによる通帳での払戻しは、あわぎん自動預金入金支払機（ATM）による通帳引出し約款によります。
- 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

#### 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

#### 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 9. (盗難通帳による払戻し等)

- 盗取された個人の預金者名義の通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号にすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと
    - 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- 当行が当該預金について預金者が払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 本条の規定は、法人の預金者名義の預金には適用されません。

#### 10. (成年後見人等の届け出)

- 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に取引店に届出てください。
- 前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に取引店に届出てください。
- 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。

## 12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 13. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前三項の取引等の制限を解除します。

## 14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ口座開設店のほか当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
  - ③ この預金の本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑤ この預金マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ 第13条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
  - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が口座開設申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - a. 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
    - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - a. 暴力的な要求行為
    - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - d. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - e. その他前a. からd. に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は必要な期間をおき、相当の書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済

等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、休眠預金等活用法にもとづくこの預金口座に関する異動事由を、当行のホームページに掲載します。

#### 18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日  
ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限り、
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日)
  - ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと：当該支払停止が解除された日
  - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます)の対象となったこと：当該手続きが終了した日
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り)：当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
  - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

#### 19. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(上記第18条第2項において定める事由をいいます)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

#### 【無利息普通預金(決裁預金)に係る特約】

無利息普通預金(以下「預金」という。)は、普通預金規定の定めるところに加え、次条以下の特約を定めるところにより取扱います。

#### 1. (決済用預金の定義)

- (1) 決済用預金とは、①要求払預金(預金期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金)、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息(お客さまと当行との間で利息を付さないことを約定した場合)の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 無利息普通預金(総合口座の無利息普通預金部分を含む)は、決済用預金に該当します。

#### 2. (無利息普通預金の「預金利息」に係る取扱)

- (1) 無利息普通預金には、普通預金規定第6条に基づく利息の組入れはありません。
- (2) 無利息普通預金には、総合口座取引規定第5条第1項に基づく利息の組入れはありません。

#### 3. (既存普通預金を無利息普通預金へ切替える場合の未払い利息の取扱)

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息の取扱には、変更はありません。

#### 4. (反社会的勢力との取引拒絶)(普通預金規定第12条)

この預金口座は普通預金規定第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、普通預金規定第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定

総合口座取引規定

以上

(2019.10.1現在)